

浦安市監査委員告示第2号

地方自治法第199条第14項の規定により、監査結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

令和7年4月18日

浦安市監査委員 町 田 清 英

浦安市監査委員 長 野 延 雄

浦安市監査委員 宝 新

1. 監査の種類等 定期監査

(令和6年4月1日～令和6年8月31日又は令和6年9月30日)

2. 監査対象部課 福祉部

3. 監査結果公表年月日 令和7年2月7日

4. 監査結果及び措置内容

	指摘・改善事項（課名）	措置の内容
1	生活保護費返還金について、月末締め、翌月にまとめて指定金融機関に入金を行っていた。浦安市会計事務規則第22条第1項では、直接収納したときは当日又は翌日に払い込まなければならないとしていることから、適切な取扱いを行うよう改善されたい。 （指摘事項：社会福祉課）	生活保護費返還金につきましては、窓口にて直接収納する場合があります。同日に複数件、収入する場合もあることから、収納した翌日に、前日分をまとめて指定金融機関に入金する取扱いとします。
2	浦安市民生委員児童委員協議会運営費補助金について、実績の確認方法として、補助金申請に係る経費の収支を明らかにした領収書類、または、帳簿や通帳など支払い等を証明する書類の確認を行っていなかった。補助金の見直し方針の補助実績の確認の中では、領収書類の写しの提出等を求めていることから、実績の確認方法について精査されたい。 （改善事項：社会福祉課）	市が交付する補助金の実績の確認につきましては、実績報告書に、領収書類、その他通帳の写しなどを合わせて提出させることとし、これら提出された支払い等を証明する書類を精査し、支出された内容（使途、金額、支払い先等）が補助金交付要綱に定めた目的や項目に合致しているかを確認することで、補助金の適正な執行管理に努めて参ります。

3	浦安市障がい福祉団体事業費補助金について、予備費を補助対象経費として補助金額の審査を行っていた。交付決定額に影響はなかったものの、補助金の見直し方針の⑦補助対象経費の明確化の中であげられた経費には該当しないと考えられることから、適正な交付決定に努められたい。 (改善事項：障がい事業課)	補助金の見直し方針「⑦補助対象経費の明確化」に基づき、補助対象経費に予備費を含めないよう団体に要請し、改善しました。 また、根拠となる補助金交付要綱につきましては、速やかな改正を実現すべく、事務手続きを進めています。
---	---	--